

○毒物及び劇物取締法施行令第十三条第二号ハただし書の規定に基づく森林の野ねずみの  
駆除を行うため降雪前に地表上にえさを仕掛けることができる地域

(昭和三十年十一月一日)

(厚生省告示第三百六十七号)

毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第十三条第二号ハただし書の規定  
に基き、森林の野ねずみの駆除を行うため降雪前に地表上にえさを仕掛けることができる地域と  
して、次のものを指定する。

北海道、福島県、栃木県、群馬県、長野県、岐阜県及び静岡県内の地域